

差 止 請 求 書

2 0 1 5 年（平成 2 7 年） 9 月 4 日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 1 2 - 1

株式会社ケイツウ

代表取締役 下 田 健 太 郎 様

東京都千代田区六番町 1 5 プラザエフ 6 階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

理事長 和 田 寿 昭

電 話 0 3 - 5 2 1 2 - 3 0 6 6

F A X 0 3 - 5 2 1 6 - 6 0 7 7

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）
は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為
の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害
の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、
弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題の専門

家により構成されている特定非営利活動法人であり、また消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、昨年12月22日付で、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、申入れおよび要請を文書にて行い、本年4月7日にもご回答のお願い文書を送付しましたが、回答はありませんでした。

当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。

なお、本書到達から1週間経過後に、貴社の是正措置が確認できなかつた場合には、当機構は貴社に対して差止請求訴訟を提起することができます。

また、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

1. 請求の要旨

1 貴社は、消費者との間で、家庭教師の派遣契約を締結

11.18.4
12-18

するに際し、下記内容の意思表示を行なわないこと。

記

(1) 指導内容を中学受験とする家庭教師の派遣契約（但し、指導契約期間の終期が、受講生が小学6年次の12月から翌年3月とされている場合に限る）において、最終指導月の前月末日までに契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、自動更新の扱いとするとの意思表示

(2) 会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り年利14.6%を超える遅延損害金を貴社に対して支払わなければならないとの意思表示

2 貴社は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること。

3 貴社は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること。

をそれぞれ請求します。

9.4
8

II . 紛争の要点

1 自動更新条項が消費者契約法第10条に違反すること

(1) 貴社が消費者との間で使用している契約書の3の第2文以降、及び9の③(以下、合わせて「本条項1」といいます。)は、下記のとおり定められています。

記

3 . 契約の更新

契約の更新を希望しない会員(退会を希望する会員)は、最終指導月の前月末日までに書面にてその旨をスタディーリフォームに通知するものとします。

書面の通知無く指導を中断している期間は、休会扱いとなり契約は自動更新されます。

9 . 休会・退会

③契約期間が定められている場合でも、会員から退会の連絡が無い場合、スタディーリフォームは契約を自動更新することができます。

(2) まず、貴社と契約者(受講生の保護者)との間の契約は、家庭教師の派遣契約であるところ、指導契約申込書には指導契約期間の記載があり、契約期間の定めのある

17.9.4
218

る契約となります。

しかるに、貴社は、「契約期間が定められている場合でも、会員から退会の連絡がない場合、スタディーリフォームは契約を自動更新することができます。」と定め、小学6年生の中学受験を指導内容とする契約で、たとえば契約期間が中学入学試験直前の1月までとされている場合であっても、会員の意思を確認することなく本条項1を適用して、最終指導月の前月末日までに契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、自動更新の扱いとするものとしています。

期間の定めがある契約にあつては、期間満了により契約が終了するのが民法の一般原則であり、消費者が契約更新をしない旨の意思表示をしない限り、契約は自動更新されるものとして、消費者の更新の意思表示を擬制し、受講料等の支払いを強いることとなる本条項1は、消費者の義務を加重するものに他なりません。

(3) そして、貴社は、「中学受験を専門とした家庭教師センター」であることをホームページで強調し、「指導契約申込書」において、指導内容を「受験」と「学校補習」に区分し、明確に中学受験のためと指導内容を特定

して契約できるようにしています。中学受験を指導内容とする契約の場合には、小学4年生や5年生のように、翌年以降に中学受験を控えているような場合であればともかく、小学6年生であれば、中学入学試験を終えた以降については、契約の性質上、中学受験指導を内容とする役務の提供の継続を希望していないことは明らかであって（そのような事案が皆無ではないとしても、中学受験で「浪人」ということは非常にまれであって、極めて例外的であることは、社会通念上明らかです。）、更新の意思表示を擬制されることによるメリットは消費者にはなく、かかる場合にまで、個別に消費者の意思を確認することなく、本条項1を適用して書面による通知がない限り自動更新の扱いとし、受講料等の支払いを強いることは、貴社による個別の意思確認が、決して貴社にとって過剰な負担を強いるものではないことからしても（貴社が徴求している教務管理費には、かかる手間も含まれていると思料します。）、本条項1は、消費者の利益を一方的に害するものと言わざるを得ません。

(4) したがって、小学6年生の中学受験を指導内容とする契約のように、契約期間の終期と受験準備期間終了（推

薦入試の始まる12月から追加募集の試験が実施される3月までの期間)が同時期の場合にまで適用される本条項1は、消費者契約法第10条に照らし無効です。

2 遅延損害金条項が消費者契約法第9条2号に違反すること

(1)貴社が消費者との間で使用している契約書の15(以下「本条項2」といいます。)は、下記のとおり定められています。

記

15. 支払遅延損害金

会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り1日につき0.05%の遅延損害金をスタディーリフォームに対して支払うものとします。

(2)本条項2は、「スタディーリフォーム」の入会諸経費や月謝の支払い遅延について、「1日につき0.05%」の遅延損害金を定める内容となっていますが、これを年利にすると、18.25%の遅延損害金となります。消費者契約法第9条2号では、「年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるもの」は無効となっており、

本条項 2 は、明らかに消費者契約法第 9 条 2 号に抵触しておりますので、年利 14.6% を超える部分は無効となります。

3 結論

以上の理由により、当機構は、貴社に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求いたします。

なお、本書は、消費者契約法第 4 1 条 1 項に基づく差止請求ですので、本書到達から 1 週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

III. 訴えを提起する予定の裁判所

横浜地方裁判所

以上

この郵便物は平成 27 年 9 月 4 日
第 03771 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



27.9.4
12-18

町
.4
8